

(埋葬料付加金)

第62条 削 除

<<旧条文—正式文からは削除した>>

被保険者が死亡したときは、法第100条第2項の規定により埋葬料の至急を受ける者に対し、埋葬料付加金として、標準報酬20万円を超える者には3万円を、標準報酬20万円未満の者には2万円を支給する。

(附則)

1. 第49条の規約を第62条に変更し、又条文の一部を変更、平成15年4月1日から施行する。
2. 第62条は平成19年4月1日削除する。